

# 令和7年度 学校いじめ防止基本方針

長門市立菱海中学校

① **赤字** 部分が令和7年度4月改訂箇所

## I 学校いじめ防止基本方針の策定にあたって

本方針は、本校においていじめを未然に防ぐことを目的としており、「いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布、9月28日施行）」、「山口県いじめ防止基本方針（平成29年12月改訂）」および「長門市いじめ防止基本方針（平成29年12月改訂）」に基づいて策定したものである。

なお、本方針は、「校内いじめ防止対策委員会（以下対策委員会）」の中で見直していく。

## II いじめの防止等に関する基本的考え方

### 1 いじめの定義 【いじめ防止対策推進法第2条】

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2 いじめの防止のための基本的考え方

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識のもと、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、未然防止に努めることが必要である。

具体的には、次の項目について重点的に取り組んでいく。

- ① 豊かな人間性と人権意識の育成
- ② いじめの早期発見・早期対応
- ③ 家庭・地域・関係機関との連携
- ④ 教職員の組織的対応力と専門性の向上

## III 校内体制の確立

### 1 校内いじめ防止対策委員会の設置

#### （1）対策組織

校内いじめ防止対策委員会を設置する。

#### （2）対策委員会の構成員

構成員は、校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、S C、長門市スクールロイヤーとする。また、必要に応じて、長門市教育委員会から指導主事を招聘して指導助言を仰ぐ。

#### （3）対策会議

学期に一度開催する。毎日の職朝において、必ず早期発見のための情報交換や教育相談活動のあり方についての協議、個別事案への対応方針の決定や検証を行う。また、必要に応じて、本校の「いじめ防止基本方針」の見直しについても協議する。

さらに、いじめ未然防止の実情に応じた具体的な取組みになるよう、評価・検証・

改善を行う。

## 2 確実な情報共有と指導体制の強化

- ・全教職員が、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを共通認識とともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。  
(山口県教委作成「問題行動等対応マニュアル」等参照)
- ・学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有するシステムを構築し、管理職等への報告・連絡・相談を確実に行なうことを徹底する。また、状況に応じて、速やかに「校内いじめ防止対策委員会」を核として組織的に対応する体制を整備しておく。
- ・「校内いじめ防止対策委員会」が、単なるいじめ事案の対応協議の場だけでなく、いじめの未然防止、早期発見・対応に有効に機能させる。

## 3 教職員研修の充実

- ・学校評価や教員評価において、学校におけるいじめ対策の取組状況を評価する。
- ・校内研修計画にいじめに係る研修会を位置づける。

# IV 未然防止のための取組

## 1 豊かな人間性と人権意識の育成

豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通して「心を開き、心を磨き、心を伝えあう」ことができる道徳教育の充実を図ると共に、「いじめは人間として、絶対に許されない」という人権教育に組織的・計画的に取り組む。

## 2 いじめを許さない学校・学級づくり

- ・生徒に、どんな行為がいじめにあたるか理解させ、学校、学級内に、いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土をつくる。
- ・加害行為の抑止につながるよう、「いじめは許さない」、「いじめる側が悪い」という毅然とした対応をする。
- ・常に環境整備を心がけ、校舎内の落書きや掲示物の乱れがないよう気を配る。

## 3 生徒の主体的な活動の充実

- ・生徒会活動、学校行事など、生徒が主体的に活動する場の工夫や自主的にいじめについて考え、議論する活動を通して、いじめの防止等について主体的に取り組んでいこうとする態度を養う。

## 4 日常的な実態把握・かかわり

- ・生徒に寄り添い、授業や休み時間、給食、清掃活動などを含め、常に生徒とかかわり、信頼関係を築く。特に、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合を想定し、確実に見極めを行う。
- ・休み時間や昼休み、授業中の廊下等での見守りを行う。

## 5 家庭・地域との連携

- (1) 保護者や地域を対象とした研修会等の実施

インターネットを通してのいじめ等の問題についての研修会や懇談会を実施する。実施に当たっては、「学校運営協議会」や「長門警察署」等と連携して企画する。さらに、情報モラルを身に付けさせるための教育を推進する。

#### (2) 各種たよりや学校HPによる情報発信

定期的な学校だよりの発行や、電子メール等を活用した情報発信に努める。また、本校の「いじめ防止基本方針」を学校だよりや学校HP等で、保護者や地域住民へ確実に周知する。

#### (3) 地域の行事・ボランティア活動・清掃活動等への積極的参加

地域の行事・ボランティア活動・清掃活動等への積極的な参加を促し、地域と連携協力しながら生徒を共に育てるという意識を高める。

### 6 中学校区での取組

- ・油谷みすゞ学園で、小・中学校の9年間を見通し、生活・学習規律の一貫した指導を行うことにより規範意識を育む。
- ・小中合同研修会等の機会を捉えて、生徒指導方針・指導体制や校則等について、教職員で共通理解する。

## V 早期発見の取組

### 1 生徒の丁寧な観察

日常の対話や遊びなどを通して、児童生徒の様子の変化や、発するサインを敏感に感じ取る。

### 2 心の体温計（生活アンケート）の実施と活用

生徒に対しては毎週1回、火曜日に実施する。また、保護者対象のアンケート調査において記述欄を設け、生徒の状況を把握できるように努める。回収したアンケートは担任と教育相談担当教員が目を通し、気になる情報については、些細なことであってもすぐに情報を共有し、関係教員に報告すると共に、早急に対応する。

また、実施したアンケートについては、3年間保管するものとする。

### 3 教育相談の充実

- ・教育相談計画（教育相談週間）による取組を確実に実施する。
- ・スクールカウンセラー（原則、毎月2度の来校）とのカウンセリングを希望するあるいは必要と考えられる生徒・保護者の情報について、担任や教育相談担当教員がスクールカウンセラーに確実に伝達することで、スクールカウンセラーとのカウンセリングを着実に実施していく。
- ・いじめの加害者および被害者になりやすい生徒については、しっかりと記録をとり、それに基づいて具体的な指導や支援を重ねる。指導や支援の方針や見直しは対策委員会を中心に行う。
- ・いじめ防止と発生時の対応についての教職員研修を計画的に実施する。
- ・学校評価アンケートを通して、保護者からの意見を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。

## VI 解決に向けた取組（対応について）

### 1 いじめ発覚後

- ・管理職や生徒指導主任、学年主任等へ報告し、情報を共有する。  
(分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する)

### 2 対応チームの結成

- ・校長が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。必要に応じて、市教委、福祉機関、法務局、やまぐち総合支援センターなどの教育機関と連携を図る。

### 3 関係生徒への聞き取り

- ・関係する個々の生徒の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。

#### 被害生徒

- ・信頼関係がある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・「報復を恐れて真実を語れない」ということがないよう、「いじめは絶対許されない」、「教職員が全力で安全を守る」ことをしっかりと伝える。

#### 加害生徒

- ・いじめの具体的な行為（冷やかし、仲間はずしなど）を確認する。
- ・いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。
- ・聞き取りが長時間に及ばないよう、また、水分補給や用便など健康面にも十分に配慮する。

#### 周囲の生徒

- ・情報提供者が分からぬよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

#### 指導上配慮が必要な生徒への対応

- ・障害のある生徒（発達障害を含む）や外国人及び帰化生徒、性同一性障害や性的指向自認生徒、東日本大震災被災及び原子力発電所による避難生徒等、特に配慮が必要な生徒は、保護者と連携しながら、特性を踏まえた適切かつ組織的な支援を行う。

### 4 いじめの解消の判断について

「いじめが解消している」とは次の2つの要件が満たされることとし、校長が最終判断をする。なお、解消後も継続指導等を行う。

- (1) いじめに係る行為の止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。判断の際、生徒本人・保護者との面接を行う。

### 5 いじめ防止対策委員会の招集

- ・校長は「いじめ防止対策委員会」を招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば

再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。

- (1) 被害生徒とその保護者への対応
- (2) 加害生徒とその保護者への対応
- (3) 他の生徒及び保護者への対応
- (4) 関係機関等への支援要請（必要に応じて）
- (5) 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）
- (6) 関係生徒への今後の具体的な指導・支援対策の決定と見守り体制の構築

## **VII インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応**

### **1 未然防止**

#### **(1) 情報モラル教育の充実**

- ・ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲に広がっていく。生徒に対して、ネット上への不適切な書き込みは行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。

#### **(2) 生徒の主体的な活動**

- ・生徒の主体的な活動の機会を確保し、未然防止に向けた取組を推進する。
- ・生徒総会で保護者と熟議を行う。

#### **(3) 家庭・地域への啓発活動**

- ・保護者会や学校運営協議会等を通じて、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等に関する啓発と対策の取組を推進する。

### **2 初期対応**

- ・インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）への書き込み内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。教育委員会にも速やかに報告する。

### **3 被害拡大の防止**

- ・掲示板管理者への削除依頼を行う。
- ・関係保護者の了解のもと、生徒の携帯電話やパソコンを閲覧し、不適切な書き込みの削除を確実に行う。

### **4 関係機関との連携**

- ・必要に応じて、やまぐち総合教育支援センターのネットアドバイザーに相談する。
- ・なりすまし等の悪質な事案については、警察と連携し、早期解決を図る。

## **VIII 重大事態への対応**

（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

いじめ重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事案の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に基づき対応する。

### **1 重大事態の判断**

暴力行為や不登校等の事案が、法第28条による重大事態であるか否かについては、

事案の背景にいじめが関連していないか、関係する生徒や保護者等から情報収集し、指導経過や特性、当該生徒及び保護者の訴え等の事実関係を整理した上で、対策委員会において判断する。判断に当たっては、長門市教育委員会から指導助言等を得る。

## 2 重大事態の調査

### (1) 調査主体の決定

当該事案の指導経過や特性、いじめを受けた生徒・保護者の訴えなどを踏まえ、適切に決定する。

### (2) 調査の趣旨

因果関係の特定を急ぐべきではなく、当該重大事案への対応及び同種の事態の発生防止に資することを目的とする。

### (3) 調査の組織

学識経験者、医師、弁護士、臨床心理士、社会福祉士等、中立性・公平性を確保した組織とする。市教委主体の場合には、長門市いじめ基本方針による。

### (4) 調査結果の報告及び提供

いじめを受けた生徒・保護者に対して、調査上明らかになった事実関係等について、個人情報に十分配慮した上で、適切に提供する。

## 3 重大事態への対応

事案の重大性を踏まえ、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合いながら、いじめの全容解明と早期対応に向けて取り組む。そして、対策委員会を中心として迅速・的確かつ組織的な対応を行う。

### 【重大事案とは】

- ① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）

※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは

- ア. 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ. 身体に重大な障害を負った場合
- ウ. 金品等に重大な被害を被った場合
- エ. 精神性の疾患を発症した場合 等

- ② いじめにより児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは

年間30日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または市教委が該当の可否判断をする。

- ・重大事案への対処に当たっては、いじめを受けた児童生徒や保護者の申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。（法案に対する附帯決議の5）